

## 税制改正要望の見直しについて（留意点）

1. 各府省の税制担当副大臣は、10月30日（金）までに、税制改正要望を見直した上で、提出するものとする。
2. 各府省副大臣による要望事項の見直しに当たっては、その要望が真に必要かどうかを精査し、できる限り積極的な絞り込みを行うこととする。
3. 減税を要望する場合には、財政規律を維持する観点から、いわゆるペイ・アズ・ユー・ゴー原則（財源なくして減税なし）に基づき、見合い財源案と併せて提出するものとする。
4. 既存の租税特別措置及び非課税等特別措置（以下「租税特別措置等」という。）についても、ゼロベースからの徹底した見直しを行うこととする。その際、特に、
  - ① 租税特別措置等の背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか
  - ② 租税特別措置等の政策実現に向けた手段としての「有効性」が認められるか
  - ③ 租税特別措置等に補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるか

を含めた厳しい視点に立って見直しを行った上で、その成果を税制改正要望に含めて提出するものとする。

## 第一回税制調査会で配付した「留意点」(4.) の補足

### ①租税特別措置等の背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか

- 租税特別措置の実施期間の長さからみて、相当期間継続しているものについては、既にその政策目的が達成されているのではないか、またその目的が社会のニーズに即していないのではないか

### ②租税特別措置等の政策実現に向けた手段としての「有効性」が認められるか

- 減収額や利用件数などからみて、十分な効果が得られていないのではないか
- 担当部局の人員や事務量などの当該租特を実施するための費用と比較しての効果はどうか

### ③租税特別措置等に補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるか

- 補助金などの歳出側からの支援制度において、当該租特と同様の目的を有する制度が存在しないか
- 歳出側からの支援制度との役割の分担は明確か